

(決定) 株主配当年一割二分以上ノ時ハ五千円以上決横場合ハ二千五百円以上

(昇給) 関する件 年二回(回五升以上増給する事)

(決定) 年一回以上会社ノ適宜実行スルコト

(七) 公傷者に日給全額を支給する事

(共済金ヲ加ヘ日給全額ヲ支給スルコト)

(八) 掃除夫に限り十時間勤務にする事

(承認)

(九) 洗滌部組長及功労者を月給制度にする事

(決定) 会社ノ適宜行フコト

(十) 各部に欠勤者生じたる場合は其給料を作業者に分配する事

(保留) 研究スルコト

(十一) 賃金二重制度を撤廃する事

(承認) 撤廃スルコト

(十二) 解職手当を左列定する事

要求案

イ 一年未満 六〇日分
 ロ 一年以上 一ヶ月 二日増
 ハ 五年以上 三日増
 ニ 十年以上 三日半増
 ホ 十五年以上 四日増

(未定案) 六ヶ月未満日給二〇日分

イ 一年未満 三〇日分
 ロ 一年以上 一ヶ月毎 一日半増
 ハ 五年以上 二日増
 ニ 十年以上 二日半
 ホ 十五年以上 四日増
 但し予告手当ヲ含マズ

(三) 退職手当

要求案

イ 一年以上解雇手当ノ四割 五ク
 ロ 三年以上 六ク
 ハ 五年以上 七ク
 ニ 十年以上 八ク
 ホ 十五年以上 相当額
 (ハ) 二十年以上 相当額

(決定案)

イ 一年以上解雇手当ノ 三割
 ロ 三年以上 五ク
 ハ 五年以上 七ク
 ニ 十年以上